

平成30年度裾野市監査等実施計画

平成30年3月27日

監査委員決定

1 監査方針

市民の行政執行に対する関心が年々高まっている中、公正で合理的かつ能率的な行政運営の確保のため、市行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期し、市民の信頼性の確保に向けた予算執行等の透明性の確保と検証に努める。

2 監査等の種類

(1) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月の現金の出納の係数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。書類審査として、支出命令書等の検査を実施する。

(2) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 一般会計・特別会計決算審査（地方自治法第233条第2項）

決算計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として実施する。

イ 企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

決算係数の正確性を検証するとともに、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として実施する。

ウ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の係数が正確になっているかを検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的におこなわれているかを主眼として実施する。

(3) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例等に基づき適法、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

(4) 随時監査(工事監査含む)（地方自治法第 199 条第 5 項）

年度内に施工中又は竣工予定の工事を対象とし、工事に関する契約事務、帳票簿の確認を主眼とし、設計、施工等については技術調査業務委託により監査を実施する。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法 199 条第 7 項）

市が財政援助を与えている団体、出資団体等及び公の施設の管理を行なわせているものを対象に、当該財政援助に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、市の指導及び監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) その他監査

監査の実施事由に応じて、その都度決定する。

3 監査期日及び箇所

実施計画表のとおりとする。例月出納検査については、毎月 20 日から 10 日以内に行う。